

# 一般財団法人 北海道バスケットボール協会 基本規程

## 第1章 総則

### 第1条〔趣 旨〕

本規程は、一般財団法人北海道バスケットボール協会(以下「本協会」という)の組織および運営に関する基本原則を定める。

### 第2条〔遵守事項〕

本協会に加盟または登録する団体(地区バスケットボール協会、各種連盟、および加盟チーム、以下、本章において「加盟・登録団体」という。))および個人(選手、チームスタッフ、指導者、審判員、役職員、その他関係者、以下本章において「選手等」という)は本協会の目的および事業の推進に協力し、定款、本規程およびこれに付随する諸規程を遵守するとともに、日本バスケットボール協会(以下、「JBA」という。))ならびに国際バスケットボール連盟(以下、「FIBA」という。)の諸規程を遵守する。

- 2 加盟・登録団体および選手等は、スポーツ仲裁機構(以下、「CAS」という。))および一般財団日本スポーツ仲裁機構(以下、「JASS」という。)の指示、指令、命令、決定ならびに裁定等を遵守する義務を負う。
- 3 加盟・登録団体および選手等は、JBA または FIBA によって正式に決められ且つ本協会ならびにこれらの団体および個人が服するべきとされた国内、国際競技に関するカレンダーならびにこれらに関する規程等を遵守するものとする。
- 4 加盟・登録団体および選手等は、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟および日本中学校体育連盟の5団体が採択した「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を尊重するものとする。

## 第2章 組織

### 第1節 総則

### 第3条〔趣 旨〕

本章の規定は、本協会の組織を構成する機関およびその運営に関する事項について定める。

### 第2節 評議員

### 第4条〔評議員〕

本協会に13名以上23名以内の評議員を置く。

- 2 評議員は、本協会の役員および委員会の委員を兼ねることはできない。

### 第5条〔評議員候補者の推薦〕

評議員選定委員会に評議員を推薦できる者は、次のとおりとする。

- (1) 加盟団体(本規程84条2項に定める、地区バスケットボール協会「各1名」)
  - (2) 各種連盟(本規程86条2項に定める、各種連盟「各1名」)
  - (3) 理事会推薦(5名以内)
- 2 前項(1)～(2)の団体が推薦する評議員候補者は、原則として会長または副会長、理事長等、その団体の執行役員の職にある者とする。
  - 3 前項(3)に定める理事会より推薦する評議員候補者は、会長の推薦を受け、理事会で議決する。
  - 4 評議員が任期の満了前に退任した場合、退任した評議員を推薦した評議員推薦団体より、退任した評議員に代わる新たな評議員の候補者を推薦できるものとする。
  - 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任とした理由を評議員選定委員会へ説明しなければならない。
    - (1) 当該候補者の経歴ならびに候補者とした理由
    - (2) 当該候補者のこの法人の役員との関係
    - (3) 当該候補者の兼職状況

### 第6条〔評議員選定委員会〕

評議員の選任および解任は、定款第14条(評議員の選任および解任)に基づき、評議員選定委員会においてこれをおこなう。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事2名および外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、会長の推薦に基づき、理事会において選任する。ただし、次の事項に該当する者は外部委員に選任することはできない。
  - (1) 本協会または関連団体(主要な取引先および重要な利害関係を有する団体を含む。)の業務の執行する者または使用人。
  - (2) 過去に前号に該当する者となったことがある者の配偶者。
  - (3) 第1号または第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となったものも含む)。
- 4 評議員選定委員会の議決は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数もっておこなう。ただし、外部委員の1名以上が出席し、且つ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

- 5 評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 6 理事会が推薦する評議員候補者は、会長の付議を受けて理事会で議決する。
- 7 評議員選定委員会は、第4条に定める評議員の定数を欠くことになることに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決議しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該候補者を1人または2人以上の特定の評議員の補欠の候補者として選任するときは、その旨および当該特定の評議員の氏名

#### 第7条〔評議員の選定〕

- 評議員は、本規程第5条〔評議員候補者の推薦〕により推薦された評議員候補者のうちから、評議員選定委員会の議決によって選定する。
- 2 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
  - 3 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の各号の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
    - (1) 当該候補者の経歴ならびに候補者とした理由
    - (2) 当該候補者のこの法人の役員との関係
    - (3) 当該候補者の兼職状況
  - 4 評議員選定委員会は、本規程第4条に定める評議員の定数を欠くことになる場合に備えて、補欠の評議員を選定することができる。この場合、次の各号も併せて決定しなければならない。
    - (1) 当該評議員が補欠の評議員である旨
    - (2) 当該候補者を1人または2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選定する場合は、その旨および当該特定の評議員氏名
    - (3) 補欠の評議員を2人以上の特定の評議員を選定する場合は、その旨および当該補欠の評議員相互間の優先順位
  - 5 補欠の評議員の選定に係る議決は、当該議決後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時の評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

#### 第8条〔評議員の職務〕

評議員は、評議員会を組織し、法令または、定款および本規程に定める事項を決議する。

#### 第9条〔評議員の任期〕

- 評議員の任期は、選定後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選定された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、本規程第4条〔評議員〕に規定する定数に足りなくなる場合は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選定された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### 第10条〔評議員の定年制〕

- 評議員は、就任時において、その年齢が77歳未満でなければならない。なお、評議員が任期の途中において77歳の満年齢を迎えた場合は、その評議員は任期が満了するまで評議員として在任することとする。
- 2 前項の定めにより、定年に達した当該評議員職の新規選定が容易にすることができず、運営に著しい支障が生ずる場合、当該評議員を前項期限の翌日から起算して1期4年を超えない範囲で延長することができる。

#### 第11条〔評議員に対する報酬等〕

- 評議員は原則、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を執行するために必要とする費用を支払うことができる。
  - 3 前項に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める役員および評議員の報酬、ならびにその他職員、臨時の職員等の費用を定める

### 第3節 評議員会

#### 第12条〔構成〕

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

#### 第13条〔権限〕

- 評議員会は、次の各号の事項について議決する権限を有する。ただし、第5号から第7号の事項については、併せて理事会の議決を要するものとする。
- (1) 理事および監事の選任および解任
  - (2) 理事および監事の報酬等の額
  - (3) 貸借対照表および損益計算書の承認

- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分または除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するもとして法令または定款で定められた事項

#### 第 14 条〔評議員会の開催〕

評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### 第 15 条〔評議員会の招集〕

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が書面または電磁的方法にて招集する。

- 2 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が評議員に対し、付議すべき事項ならびに日時および場所を示して、開催の7日前までに書面または電磁的方法にて通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 4 第2項に規定にかかわらず、評議員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催できる。
- 5 前項の規定により評議員会を開催する場合は、評議員の全員からこれに同意する旨の書面または電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

#### 第 16 条〔評議員付議権〕

評議員は、会長に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会開催日の4週間前までになされなければならない。

#### 第 17 条〔議長〕

評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

#### 第 18 条〔定足数等〕

評議員会は、評議員の過半数の出席がなければその議事を開き議決することができない。

- 2 役員および各委員会の委員長および各部会の部長は、評議員会に出席し意見を述べることができる。

#### 第 19 条〔評議員の議決権〕

評議員は、評議員会における一議決権を有する。

- 2 出席評議員のみが議決権を行使することができ、議決権の代理行使ならびに書簡等による投票は認められないものとする。

#### 第 20 条〔評議員会の決議〕

評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 前項前文の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行なわれなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 基本財産の処分または除外の承認
  - (4) その他法令または本協会定款ならびに本規程で定められた事項

#### 第 21 条〔決議の省略〕

会長が評議員会の決議の目的である事項について付議した場合において、その付議について評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その付議を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

#### 第 22 条〔議事録〕

評議員会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長および評議員会で選出された選任された出席評議員2名以上の議事録署名人が、記名押印の上、これを評議員会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

### 第4節 役員等

#### 第 23 条〔役員〕

本協会に、次の各号の役員を置く。

- (1) 理事 13 名以上 19 名以内

- (2) 監事 3名以内
- 2 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 3 役員は、本協会の評議員を兼ねることはできない。
- 4 理事および監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 5 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事、4名以内を副専務理事とする。
- 6 前項の会長および副会長をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法上業務執行理事とする。
- 7 監事は、本協会の職員または本協会の委員会その他機関の構成員を兼ねることができない。

#### 第 24 条〔理事の役職および選任〕

前条に基づき、理事に次に掲げる役職を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 5名以内
  - (3) 専務理事 1名
  - (4) 副専務理事 4名以内
- 2 理事の役職は、理事会において選任する

#### 第 25 条〔役員候補者選考委員会〕

役員候補者の選考は、役員候補者選考委員会においてをおこなう。

- 2 役員候補者選考委員会の委員は、次の各号に定める。
  - (1) 会長
  - (2) 監事(1名)
  - (3) 理事(会長が指名した理事3名)
- 3 前項に定める5名の委員をもって役員候補者選考委員会を開催し、役員候補者を選考する。
- 4 役員候補者選考委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって議決する。
- 5 役員候補者選考委員会の委員長は、会長または会長が指名した者とする。

#### 第 26 条〔役員候補者の決定および推薦〕

役員候補者選考委員会は、役員候補者を理事会に付議し、評議員会へ推薦する。

#### 第 27 条〔理事の職務および権限〕

理事は、理事会を構成し、法令および定款ならびにこの規程に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長および代表理事たる副会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合または欠けた場合は、その職務を代行する。会長の職務を代行する副会長は、予めその順位を定めて置く。
- 4 業務執行理事である専務理事は、理事会の議決に基づき、業務執行理事として、本協会の業務を執行する。
- 5 会長、副会長および専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### 第 28 条〔監事の職務および権限〕

監事は、次の各号の職務をおこなう。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
  - (2) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること
- 2 監事は、いつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務および財産の状況を調査することができる。

#### 第 29 条〔役員の任期〕

役員の任期は、前任者の任期の満了日の翌日から選定後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、本規程第 23 条に定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任または任期満了時においても、新たに選定された者が就任するまでは、なおその権利義務を有する。

#### 第 30 条〔役員の定年制〕

会長、副会長、専務理事および監事は、就任時において、その年齢が 77 歳未満でなければならない。なお、会長、副会長、専務理事および監事が任期途中において 77 歳の満年齢を迎えた場合は、会長、副会長、専務理事および監事は任期が満了するまで役員として在任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事および監事を除く役員は、就任時において、その年齢が 75 歳未満でなければならない。

なお、任期途中において 75 歳の満年齢を迎えた場合は、その役員は任期が満了するまで役員として在任することができる。

- 3 前項 1 ならびに前項 2 の規定にかかわらず、当該役員が占める職の新規役員の選任が容易にすることができず、運営上、継続して役員を務めることが必要と理事会が認めた場合、当該役員を前項期限の翌日から起算して、原則、1 期 2 年または、2 期 4 年を超えない範囲で延長することができる。

#### 第 31 条〔役員の解任〕

役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、評議員会において、決議について特別の利害関係有する評議員を除く出席評議員の 3 分の 2 以上の議決により解任することができる。ただし、この場合、評議員会で議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められる場合

#### 第 32 条〔役員等の損害賠償責任の免除〕

本協会は、「役員的一般社団法人および一般財団法人に関する法律」第 198 条において順用される同法第 111 条第 1 項の規定により、損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本協会は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の議決によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償の限度額は、金 10 万円または法令に定める額のいずれか高い額とする。

#### 第 33 条〔役員の報酬等〕

役員に対し、その職務執行の対価として、評議員会の議決を経て別に定める役員俸給表の支払い基順に従って算定した額を、会長が理事会の承認を得て決定し、報酬として支払うことができる。

- 2 常勤の役員には、その職務の対価としての定例役員報酬を支給することができる。
- 3 非常勤役員のうち、代表理事および業務執行理事には、別に定める定例役員報酬を支給することができる。
- 4 定例役員報酬を支給しない非常勤役員には、その職務をおこなうために要する費用を支払うことができる。

#### 第 34 条〔取引の制限〕

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引についての重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業に属する取引
  - (2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なくその取引についての重要な事実を、理事会に報告しなければならない。

### 第 5 節 理事会

#### 第 35 条〔構成〕

理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### 第 36 条〔権限〕

理事会は、定款に規定する事項のほか、次の各号の事項を議決する権限を有する。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事の役職の選定および解職
- (4) その他、理事会で議決するものとして法令で定められた事項

#### 第 37 条〔開催〕

理事会は、毎事業年度 3 ヶ月に 1 回以上開催する。ただし会長が必要と認めた場合、または理事現在数の 3 分の 1 以上から付議すべき事項を示して理事会の開催を請求された場合は、その請求があった日から 20 日以内に臨時理事会を開催しなければならない。

#### 第 38 条〔理事会の招集および議長〕

理事会の招集は、会長が理事に対し、付議すべき事項ならびに日時および場所を示して、開催日の 7 日前までに書面または電磁的な方法をもって通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、各理事の同意を得て、この期間を短縮することができる。

- 2 会長が欠けた場合または会長に事故がある場合は、副会長が理事会を書面または電磁的方法にて招集する。
- 3 副会長が会長と同様の事態になった場合は、専務理事が理事会を書面または電磁的方法にて招集する。
- 4 理事会の議長は、会長または会長があらかじめ指名した副会長および専務理事がこれにあたる。

第 39 条〔定足数等〕

- 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、その議事を開き決議することはできない。
- 2 理事会に議事は、本規程に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
  - 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第 40 条〔理事の議決権〕

- 理事は、理事会における一議決権を有する。
- 2 出席理事のみが議決権を行使することができ、議決権の代理行使ならびに書簡等による投票は認められない。

第 41 条〔決 議〕

- 理事会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項前段において、議長は理事として議決に加わることはできない。

第 42 条〔議決の省略〕

理事が、理事会の目的である事項について付議した場合において、その付議について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その付議を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし監事が異議を述べたときは、その限りではない。

第 43 条〔報告の省略〕

理事または監事が理事または監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することは要しない。

第 44 条〔議事録〕

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長および監事がこれに署名押印の上、これを理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。なお、会長が欠席または事前に議長を選任した場合、就任した議長が議事録に署名押印する。

第 45 条〔緊急事案の処理〕

緊急の処理が求められる事案が発生した場合、会長および専務理事の合議により、当該案件を決議することができる。ただし、この場合において決議された事項は、直後に開催される理事会に報告し、追認を得なければならない。

第 6 節 特任理事

第 46 条〔設置・選任および権限〕

- 特任理事の設置および特任理事の選任は、理事会において決議する。
- 2 特任理事は、理事会および執行役員会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

第 47 条〔任期等〕

- 特任理事に、定年制は設けない。
- 2 特任理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任妨げない。

第 48 条〔報酬等〕

- 特任理事は、無報酬とし、会議への出席の都度、別に定める日当を支払う。
- 2 特任理事がその職務の遂行にあたり必要な費用は支払う。

第 7 節 名誉役員

第 49 条〔名誉役員〕

- 本協会に次の各号の名誉役員を置くことができる。
- (1) 名誉会長
  - (2) 顧問
  - 2 名誉役員は、本協会の評議員および理事または監事としての地位は有しない。
  - 3 名誉役員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
  - 4 名誉役員は、会長の諮問に応じ意見を述べるることができる。

第 50 条〔名誉役員の就任〕

会長より委嘱された名誉役員は、理事会が別に定める役員就任承諾書ならびに次条に定める役員登録費の納付をもって就任とする。

第 51 条〔役員登録および登録費〕

本規程の登録は、名誉役員および定款第26条3項に定める本法人の代表理事である会長および副会長とする。

2 役員登録に関する規定は、理事会において別に定める。

3 役員の登録費は、次の各号に定める。

- |          |          |
|----------|----------|
| (1) 名誉会長 | 50,000 円 |
| (2) 顧問   | 10,000 円 |
| (3) 会長   | 20,000 円 |
| (4) 副会長  | 10,000 円 |

第 8 節 執行役員会

第 52 条〔執行役員会の権限〕

執行役員会は、次に掲げる事項について決議する権限を持つ。

- (1) 日常の業務執行、運営に関する事項
- (2) JBA 等からの通知・周知に関する事項
- (3) 北海道代表チームの派遣に関する事項
- (4) 規律・裁定に関する事項
- (5) 専務理事が緊急な処理が必要と認めた事項

第 53 条〔執行役員会の構成および職務〕

執行役員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 専務理事
- (2) 副専務理事
- (3) 常置委員会・部会の委員長・部会長
- (4) 事務局長
- (5) 専務理事が必要と認めた者

2 執行役員会の委員長は、専務理事とする。

第 54 条〔執行役員会開催および定足数〕

執行役員会の開催は、委員長が招集し、原則、毎月1回開催する。

2 執行役員会は、委員の過半数の者が出席しなければ開催することができない。ただし、委員は、議事について議長に委任できるものとする。この場合、委任の意思表示した者は、出席とみなす。

3 執行役員会の議事は、出席委員の過半数をもって決議し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項前段において、執行役員会の議長は決議に加わることができない。

第 55 条〔議 長〕

執行役員会の議長は、専務理事がこれに当たる。ただし、専務理事を欠く場合は、専務理事が指名した者が議長の職務を代行する。

第 56 条〔議事録〕

執行役員会の議事の決議事項について、議事録を作成する。

第 9 節 委員会、部会

第 57 条〔委員会、部会の設置〕

本協会の事業推進を図るため、次の各号の委員会、および部会を置くことができる。

- (1) 常置委員会
- (2) 常置部会
- (3) 特別委員会
- (4) 臨時委員会

第 58 条〔常置委員会、常置部会の設置〕

本協会の事業遂行上、次に掲げる各号の常置委員会、および常置部会を設置することができる。

## 2 管理・経営/基盤強化系委員会

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 法務委員会
- (4) 登録推進委員会
- (5) スポーツ医科学委員会
- (6) 普及委員会
- (7) 広報委員会

## 3 競技会運営系委員会

- (1) 競技会委員会
- (2) 強化・育成委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 国スポ委員会
- (5) JPBL/WJBL 委員会
- (6) 3×3委員会

## 4. カテゴリー部会

- (1) U12 部会
- (2) U15 部会
- (3) U18 部会
- (4) 社会人部会

### 第 59 条〔常置委員会・部部会の役職および選任〕

各委員会、各部会は、原則、次に掲げる各号の委員、部員をもって構成する。

- (1) 委員長、部会長 1 名
  - (2) 副委員長、副部会長 若干名
  - (3) 事務担当 1～2名
  - (4) 委員および部員 若干名
  - (5) オブザーバー 1 名
- 2 委員長、部会長は、専務理事が選定し、執行役員会において選任する
  - 3 副委員長・副部会長、事務担当者、ならびに委員、部員は、委員長、部会長が専務理事に推薦し、執行役員会において選任する。
  - 4 委員会、部会にオブザーバーを置くことができる。

### 第 60 条〔委員、部員の職務〕

- 委員長、部会長は委員会、部会を代表し、副委員長、副部会長とともに委員会、部会を統括し事業の推進を図る。
- 2 副委員長、副部会長は、委員長、部会長を補佐し、委員長、部会長に事故あるときまたは委員長、部会長が欠ける場合、その職務を代行する。
  - 3 事務担当者は、事業計画書・報告書および予算書・決算書の作成、および執行状況の管理に関する事項を職務とする。
  - 4 オブザーバーは、委員会、部会に対し意見を述べることができる。また、委員会・部会の諮問に応える。

### 第 61 条〔委員会、部会の開催、議長および緊急事案の処理〕

- 委員会、部会の開催は、協議する内容および予算書を予め執行役員会において承認を得て開催する。また、決定された事項は、直近に開催される執行役員会において、追認を受けなければならない。
- 2 委員会、部会の招集は、開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、この限りではない。
  - 3 委員会、部会の開催は、委員長、部会長が招集する。
  - 4 委員会、部会の議長は、委員長、部会長がこれに当たる。ただし、委員長、部会長を欠く場合は、委員長、部会長が指名した者が議長の職務を代行する。
  - 5 緊急の処理が求められる事案が発生した場合、専務理事と委員長、部会長との協議により業務を執行することができる。ただし、その場合、執行された事項を、直近に開催される執行役員会に報告し、追認を得なければならない。

### 第 62 条〔常置委員会・部会の組織および所管事項〕

常置委員会、常置部会の組織及び所管事項は、専務理事が別に定める。

## 第 10 節 基盤強化企画委員会

### 第 63 条〔基盤強化企画委員会の設置ならびに構成および権限〕

本委員会は、本規程第 57 条〔委員会の設置(2)〕に定める臨時委員会とし、その名称を基盤強化企画委員会とする。

- 2 基盤強化企画委員会は、専務理事、副専務理事、事務局長、財務委員長および専務理事が指名した若干名の委員で構成する。
- 3 基盤強化企画委員会は、本協会の基盤強化企画・立案のほか、緊急に処理が求められる案件について、評議員会、理事会で決議するものとして法令または定款で定めた事項を除き、議決することができる。
- 4 基盤強化企画委員会の決定事項は、直後に開催される執行役員会で報告されるものとし、理事会決議が必要な事項は理事会で追認を受ける。

### 第 64 条〔委 任〕

本規程第 9 節〔委員会、部会の設置〕第 58 条(1)常置委員会・部会〕、(2)特別委員会、(3)臨時委員会ならびに第 59 条、第 60 条、第 61 条、および第 10 節基盤強化企画委員会の業務について変更がある場合には、執行役員会の承認を得て専務理事が別に定める。

- 2 委員会・部会の業務執行に関する細則は、執行役員会の決議を得て、各委員長・部会長が別に定めることができる

### 第 65 条〔事務局との連携〕

委員会および部会は、事業活動の業務の執行掛る事務手続きなどについて、本協会事務局と連絡・連携を取り、円滑な事業執行を図らなければならない。

## 第 11 節 事務局

### 第 66 条〔事務局の設置〕

本協会の事務処理のため、事務局および事務局長を置く。

- 2 事務局に職員を置くことができる。
- 3 事務局に必要に応じ臨時の職員を置くことができる。
- 4 事務局に事務局次長を置くことができる。
- 5 事務局の組織ならびにその運営に関する事項は、専務理事が別に定める。

### 第 67 条〔事務局の業務〕

事務局の業務を、次の各号に定める。

- (1) 文書の收受および発送に関すること。
- (2) 公印の看守に関すること。
- (3) 経理および会計に関すること。
- (4) 備品の保管に関すること。
- (5) 各種会議または大会の招集および案内に関すること。
- (6) 登録に関すること。
- (7) 収入、支出に関する帳票および証拠書類に関すること。
- (8) 各種資料の保管に関すること。
- (9) その他本協会の事務に関すること。

## **第3章 所属団体**

### 第1節 総則

### 第 68 条〔趣 旨〕

本章の規定は、本協会に所属する団体の種別、役割および義務に関する事項について定める。

### 第 69 条〔登録・種別の定義〕

本協会の加盟登録は、公益財団法人日本バスケットボール協会加盟登録規定に則るものとする。

- 2 本協会の所属団体に関する用語の定義は、次の各号に定める。
  - (1) 加盟団体(地区バスケットボール協会)  
加盟団体とは、各市町村のバスケットボール界を統轄し、その普及振興を担い、本協会の趣旨に賛同する団体であって定款ならびに本規程に則り、評議員会において承認を得た、地域を代表する団体
  - (2) 各種連盟  
各種連盟とは、チームまたは選手の年齢、属性によって分類される全道的組織であり、そのバスケットボール競技の普及、発展を図ることを目的とし、本協会の趣旨に賛同する団体であって、本規程に則り、評議員会において承認を得た、本道を代表する団体
  - (3) 関係団体  
関係団体とは、団体の属性によって分類される全道的組織であって、バスケットボール競技の普及ならびに発展に寄与する事を目的として設置された、本協会が認定した団体

## 第 70 条〔加盟団体〕

各市町村のバスケットボール界を統轄し、その普及振興を担い、本協会の趣旨に賛同する団体であつて、本規程に則り、評議員会において承認をされた、地域を代表する団体。

2 加盟団体は、次の各号のとおりとする。

- (1) 札幌地区バスケットボール協会
- (2) 函館地区バスケットボール協会
- (3) 帯広地区バスケットボール協会
- (4) 北見地区バスケットボール協会
- (5) 釧路地区バスケットボール協会
- (6) 旭川地区バスケットボール協会
- (7) 小樽地区バスケットボール協会
- (8) 苫小牧地区バスケットボール協会
- (9) 南空知地区バスケットボール協会
- (10) 室蘭地区バスケットボール協会
- (11) 北空知地区バスケットボール協会
- (12) 名寄地区バスケットボール協会
- (13) 稚内地区バスケットボール協会
- (14) 留萌地区バスケットボール協会

3 地区バスケットボール協会は、本協会およびJBA加盟登録規程に則り、加盟・登録されたチームにより組織する。

## 第 71 条〔ブロック〕

加盟団体(地区協会)を5ブロックとし、本協会の事業の推進ならびに地区協会間の融和と発展を図る。ただし、札幌地区協会は、単一ブロックとする。

- (1) 札幌ブロック「札幌」
- (2) 道央ブロック「小樽・南空知・北空知」
- (3) 道南ブロック「函館・苫小牧・室蘭」
- (4) 道東ブロック「帯広・釧路・北見」
- (5) 道北ブロック「稚内・旭川・名寄・留萌」

## 第 72 条〔各種連盟〕

チームまたは選手の年齢、属性によって分類される全道を統括する組織であつて、そのバスケットボール競技の普及ならびに発展を図る事を目的し、本協会の趣旨に賛同する団体であつて、定款および本規程の則り設立され、評議員会の承認を得た、北海道を代表する団体。

2 各種連盟は、次の各号のとおりとする。

- (1) 一般社団法人北海道大学バスケットボール連盟
- (2) 北海道専門学校バスケットボール連盟

3 各種連盟は、本協会およびJBA加盟登録規程に則り、加盟・登録されたチームにより組織する。

## 第 73 条〔関連団体〕

団体の属性によって分類される全道的組織であつて、バスケットボール競技の普及および発展に寄与する事を目的として設置された団体であつて、評議員会の承認を得た北海道を代表する団体。

2 関連団体は、次の各号のとおりとする。

- (1) 北海道高体連バスケットボール専門部
- (2) 北海道高等学校定時制通信制体育連盟
- (3) 北海道中体連バスケットボール専門委員会
- (4) 株式会社レバンガ北海道

## 第 74 条〔役員の設置〕

加盟団体には、原則、次の役員および事務局、委員会、部会を設置する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 必要な人数
- (4) 監事 2名または3名
- (5) 委員 必要な人数

2 理事の内、理事長1名、副理事長若干名、事務局長1名を置く。

3 加盟団体は、次の各号に定める委員会および部会を設置し、それぞれに委員長・部会長を置くとともに、各委員会、部会には、本協会

に準じた事業グループを設置し、グループリーダーと委員を置くことができる。

- (1) 総務委員会
  - (2) 競技会委員会
  - (3) 強化・育成委員会
  - (4) 審判委員会
  - (5) 普及委員会
  - (6) 広報委員会
  - (7) U-12 部会
  - (8) U-15 部会
  - (9) U-18 部会
  - (10) 社会人部会
- 4 各種連盟は、原則、前項1、2 項、および3 項の(1)～(6)の委員会を設置する。
  - 5 地区バスケットボール協会および各種連盟に、名誉会長、顧問および参与を置くことができる。

#### 第 75 条〔届出義務〕

- 加盟団体および各種連盟は、毎事業年度開始の1か月前から1か月後の間に、その事業年度に関する次の各号の書類を本協会に届け出なければならない。
- (1) 役員名簿(役職名、氏名、自宅住所、自宅電話番号、勤務先住所、勤務先電話番号および勤務先FAX番号等)
  - (2) 事務局所在地等(所在地、事務局長名、事務局電話番号、FAX番号およびメールアドレス)
  - (3) 事業計画書
  - (4) 収支予算書
  - (5) 収支決算書
  - (6) 事業年度に、主催・主管する競技会の開催要項に関する書類およびプログラム
- 2 加盟団体および各種連盟は、毎事業年度終了後2か月以内に、その事業年度に関する次の各号の書類を本協会に届け出なければならない。
  - (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3) その他、本協会が提出を求めた書類
- 3 前項1、2項の書類等に変更があった場合は、直ちにその旨を本協会に届けなければならない。
  - 4 加盟団体における、交付金申請ならびに実績報告に関し、次の各号に定める。
  - (1) 交付申請等は、JBA 所定の様式により、本協会より指定された期日までに、提出しなければならない
  - (2) 実績報告は、交付事業ごとに、「交付金使途報告(領収書を添付)」・「活動報告」を、事業終了後(随時)二週間以内に提出する(JBA の報告は、本協会が集約し、事業終了後の翌月末迄に集結する。)
  - (3) 前期中間報告の提出期日ならびに最終報告の提出は、それぞれ終了後の翌月末迄とする
  - (4) 交付事業の変更ならびに中止については、事前に本協会へ届け出なければならない
  - (5) 各種連盟は、専務理事が別に定める

#### 第 76 条〔登録の義務〕

- バスケットボール競技をおこなうチームおよび選手は、毎年度 JBA ならびに本協会に加盟登録しなければならない。
- 2 本協会に登録のないチームおよび選手は、本協会および加盟団体、各種連盟が開催する競技会等に参加することはできない。
  - 3 選手は、2 つ以上の加盟チームに重複して登録することは出来ない。
  - 4 前項の規定に関わらず、一般(Ⅱ種)チームの選手については、複数チームに重複して登録することができる。

### 第 2 節 加盟チーム

#### 第 77 条〔加盟料・登録料の徴収権限〕

本協会および本協会の所属団体のうち、JBA および本協会のみが、本協会に加盟するチームに対する加盟料および登録する個人(選手、指導者等チームスタッフ、審判および役職員その他の関係者)に対する登録料の設定およびその徴収権を持つ。

#### 第 78 条〔加盟種別〕

加盟チームの加盟種別は、次の各号に定める。

- (1) 一般(Ⅰ種) 次のいずれかの連盟に所属するチームまたは次号に定めるものを除く主に18歳以上の選手により構成されるバスケットボールチーム
  - ① 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(JPBL)
  - ② 一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ(B3リーグ)
  - ③ 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ(WJBL)
  - ④ 一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟

- ⑤ 一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟
- (2) 一般(Ⅱ種) 主に16歳以上の選手により構成され、原則地区・市区町村の範囲で活動するバスケットボールチーム
- (3) U18 18歳未満の選手により構成されるバスケットボールチームまたは高等学校もしくは高等専門学校等の課外活動としてのバスケットボール部
- (4) U15 15歳未満の選手により構成されるバスケットボールチームまたは中学校等の課外活動としてのバスケットボール部
- (5) U12 12歳未満の選手または小学校在学の選手により構成されるバスケットボールチーム
- (6) 障がい者 日本障がい者バスケットボール連盟の加盟団体に所属するチーム
- 2 前項に定める年齢は、当該年度開始日(4月1日)現在の年齢とする。
- 3 加盟チームの加盟種別の詳細は別に定める1 加盟チームの加盟種別は、次の各号に定める。

## 第79条[チーム加盟料]

本協会に登録するすべてのチームは、次に定める各号のチーム加盟料を納入する。

| 種別     | JBA      | HBA      |
|--------|----------|----------|
| U-12   | 2,000 円  | 2,000 円  |
| U-15   | 5,000 円  | 5,000 円  |
| U-18   | 8,000 円  | 8,000 円  |
| 一般(Ⅰ種) | 20,000 円 | 20,000 円 |
| 一般(Ⅱ種) | 0 円      | 5,000 円  |

## 第80条[競技者登録料]

本協会に登録するチームのすべての競技者は、次項に定める競技者登録料を納入する。

| 種別     | JBA     | HBA     |
|--------|---------|---------|
| U-12   | 800 円   | 800 円   |
| U-15   | 1,000 円 | 1,000 円 |
| U-18   | 1,000 円 | 1,000 円 |
| 一般(Ⅰ種) | 2,000 円 | 2,000 円 |
| 一般(Ⅱ種) | 0 円     | 2,000 円 |

## 第81条[加盟登録の手続き]

加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、JBAの定める会員登録システムを使用し、本協会への加盟登録を完了しなければならない。

- 2 加盟は、会員登録システム上の当該チームの情報が、所在地の地区協会(本協会加盟団体)および所属する連盟に到達した時に効力を発生する。ただし、内容に不備または不当が発見された場合はこの限りではない。

## 第82条[加盟チームの権利および義務]

加盟チームは、次の各号の事項に関する権利を持つ。

- (1) 本協会の組織単位としてその施策に関与すること
  - (2) 本協会が主催する競技会またはそれに準ずる競技会(予選会)に参加すること、外国籍選手の参加については、各競技会要項の定めるところによる。
- 2 加盟チームは、次の各号の事項を遵守しなければならない。これらの義務の違反は、本規程およびその附属規程ならびにFIBA、FIBA ASIA、本協会またはJBAの規定された制裁の理由となり得る。
- (1) 本協会が定める加盟料および登録料を納付すること
  - (2) 毎年[選手登録の義務]以下に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること
  - (3) JBAが別に定める「ユニフォーム規程」に規定するユニフォームを用意すること
  - (4) FIBA、FIBA ASIA、JBA、および本協会が主催しない有料競技会には参加しないこと(ただし、JBおよび本協会が承認した場合を除く)
  - (5) いかなる時でもFIBA、FIBA ASIA、JBA、本協会の組織またはCASもしくは、JSAの規約、規則、指令および決定ならびに裁定等を遵守すること
  - (6) 所属選手がFIBA、FIBA ASIA、JBA、本協会の組織またはCASもしくはJSAの規約、規則、指令および決定ならびに裁定等を遵守することを確実にすること
  - (7) 競技規則を尊重すること
  - (8) 本規程およびその附属規程ならびにFIBA、FIBA ASIA、JBAまたは本協会の組織の諸規則から生じるその他の義務を遵守すること
- 3 加盟チームは、JBAが別に定める「ユニフォーム規程」に従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。
- 4 加盟チームは、原則として、JBAが定める指導者資格を有する16歳以上の者(所属する連盟で規定されている場合を除く)を、自己のチームに所属する指導者として、1名以上登録しなければならない。
- 5 加盟チームは、原則として、JBAが定める審判資格を有する者を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上登録しなければ

ばならない。

- 6 加盟チームは、外国を訪問して競技を行おうとする場合、事前に本協会およびJBAの承認を得た上で、別に定める申請料を納付しなければならない。
- 7 加盟チームは、外国からチームを招聘して交流試合等の競技を行おうとする場合、事前に本協会およびJBAの承認を得た上で、別に定める申請料を納付しなければならない。

## 第4章 競技会

### 第1節 総則

#### 第83条〔趣旨〕

本章の規定は、北海道内において開催されるバスケットボール競技会(以下、「競技会」という。)の組織および運営に関する事項について定める。ただし、本章に定めのない事項については、執行役員会において別に定める。

#### 第84条〔定義〕

本章における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 主催とは、自己の名義において競技会、イベント等(以下「試合等」という)を開催すること。
- (2) 共同開催(共催)とは、共同の名義において試合等を開催すること。
- (3) 主管とは、試合等の運営の委託を受けて実施すること。
- (4) 後援とは、他者の主催する試合等を支援すること(ただし、金銭その他の経済的援助は伴わない)。
- (5) 協力とは、他者の主催する試合等に物品の供与、または一定の許諾を与える等の方法により協力すること。
- (6) 協賛とは、他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助をおこない、その代償として一定の権利を得ること。

#### 第85条〔主催権〕

北海道内で開催される競技会的主催権は、全て本協会に帰属する。

- 2 本協会は、前項の主催権を、本規程に定める加盟団体、各種連盟および関連団体等に委譲することが出来る。

#### 第86条〔事業委託〕

本協会は、主催する競技会の主管を、本規定第70条〔加盟団体〕、第71条〔ブロック〕、第72条〔関連団体〕および第三者に委託することができる。

- 2 本協会より主管を委託された者(以下、「受託者」という。))が、本協会と協働または分担して行う業務について、次の各号に定める。
  - (1) 受託者は、競技会々場および関連する施設等の確保、施設使用料の減免要請とその申請手続等を本協会と協働しておこなう。
  - (2) 受託者は、大会役員および運営役員を派遣し、競技運営を本協会と協働しておこなう。
  - (3) JBA ファンド A の申請および報告に関る、競技会事業実施計画書・予算書および事業報告書、決算書等の提出業務は、本協会が実施する。
  - (4) 受託者は、競技会に関する経費等の支払いならびに領収書等の証憑類の保管整理業務は、本協会と受託者が協働して実施し、経理処理業務は、本協会が実施する。
  - (5) 競技会開催要項およびプログラムを受託者と協働し、本協会が作成する。
- 3 主管委託する対象競技会事業は全道大会とし、ブロックまたは南北など分割開催する競技会は原則、対象としない。
- 4 主管委託料を競技会の規模「参加チーム数」により、日当等の費用の支払いとは別に、原則、下記委託料を支払うものとする。但し、委託内容ならびに競技収支決算に大幅な収入超過または支出超過が認められた場合、その内容を精査し、受託者と委託料の支払額を協議のうえ専務理事が決定する。

| 参加チーム数 | 委託料       |
|--------|-----------|
| 25 未満  | 50,000 円  |
| 25～49  | 80,000 円  |
| 50 以上  | 100,000 円 |

- 5 受託者が大会開催価値を基に受ける補助金、協賛金および広告料等の収入の会計処理について、以下の各号に定める。
  - (1) 自治体などからの補助金は、本事業補助金収入とする
  - (2) 上項(1)を除く協賛金および広告料は、本事業の収入項目の協賛金、広告料会計へ計上するものとする。その場合、収入額の 20% を本競技会事業収入とし、残額は受託者の財政調整基金等会計に繰り入れるものとする
  - (3) 協賛者ならびに広告協賛者は、主催者の年間契約業者と、原則、競合しないものとする
- 6 本協会が競技会的主催・主管し、競技運営全般を担う競技会であって、会場確保などを開催地地区協会・各種連盟および関連団体などに協力を依頼する場合、大会要項に主管者として記載することが出来る。その場合の協力いただく内容と委託料の支払いおよびその額は、専務理事が別に定める。
- 7 本協会より主管を委託された受託者は、当該競技会に関する本協会の決定、指示に従わなければならない。

### 第2節 競技会の開催

#### 第87条〔競技会の開催〕

加盟団体が主催、主管する競技会の開催は、本協会競技会委員会において開催地、開催要項等の連絡調整を実施し、本協会執行役員会の承認を得て実施する。

- 2 各種連盟が主催、主管する競技会の開催は、本協会競技会委員会において開催地、開催要項等について連絡調整し、本協会執行役員会の承認(中学校体育連盟・高等学校体育連盟主催大会は、報告とする。)を得て実施する。
- 3 関係団体が北海道内において競技会等を実施する場合は、実施案を本協会競技会委員会に提出し、開催地の決定、開催要項等について連絡調整し、本協会執行役員会の承認を得て実施する。
- 4 本協会が主催し、加盟団体が主管する大会、および加盟団体ならびに各種の連盟が主催、主管する競技会のプログラム、成績表および本協会の求めにより、必要書類を提出しなければならない。

## 第5章 財務

### 第1節 総則

#### 第88条〔趣 旨〕

本章の規定は、本協会の財務および会計に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第89条〔経理の原則〕

本協会の経理状況および財政状態を明らかにするため、財産の増減および移動ならびに収益および費用については、その都度、発生に基づいて経理しなければならない。

#### 第90条〔会計年度〕

本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第91条〔収支等の命令〕

本協会の支出命令、支出の原因となる契約その他の行為、収支命令ならびに現金および物品の出納命令は、専務理事がおこなう。

#### 第92条〔出納員〕

本協会の現金および物品の出納、その他会計の事務処理は事務局長が行い、それら執行内容の一次審査は、財務委員長がおこなう。事務処理等に補助員が必要と認められた場合は、関係する機関または臨時の職員を充てることができる。また、専務理事の権限に属する次の各号に掲げる事項は、財務委員長および事務局長に委任することができる。

- (1) 現金および有価証券の出納および保管に関すること
- (2) 預金を組み換えること
- (3) 物品の出納および保管に関すること

#### 第93条〔管理義務〕

この規程に基づいて、現金、有価証券または物品その他の資産を取り扱う者は、善良な管理者としての注意を払わなければならない。

### 第2節 予算および決算

#### 第94条〔予算等の作成〕

委員会、部会およびこれらに関わる部署は、定められた期日までに次年度の事業総計画書およびそれに関する予算書を総務委員長ならびに財務委員長に提出し、専務理事が収支予算書を作成するものとする。

#### 第95条〔予算の執行〕

予算の執行は、前条により作成された、原則、事業総合計画・予算書に則り執行することとし、その都度、執行役員会に実施する事業の執行内容の詳細について付議し、承認を得て執行する。

#### 第96条〔予算の補正〕

既定の予算に重要な変更を加える必要が生じたときは、委員会・部会ならびにそれらを執行しようとする部署が補正予算案を財務委員長に提出し、専務理事が承認後、執行役員会の議決をもって、年度途中にこれを変更、執行することができる。この場合、本協会理事会の同意を得たものとみなす。

#### 第97条〔決算の整理〕

財務委員長および事務局長は、毎会計年度末において決算整理事項として、次の各号に掲げる業務を整理しなければならない。

- (1) 決算期日までの一切の取引の記帳整理
  - (2) 試算表の作成
  - (3) 期末整理事項の処理
  - (4) 関係原簿の整理
- 2 前項第3号の期末整理事項の処理は、次の各号に掲げる事項についてもおこなうものとする。
- (1) 未払費用の計算
  - (2) 前払費用の計算

- (3) 繰入額の決定
- (4) その他未処理事項の整理

第 98 条〔決算〕

会計年度終了後3ヶ月以内に、定款および本規定に基づき、事業報告書、収支決算書およびその他附属諸表を作成するものとする。

第 99 条〔監事の監査〕

監事は、財産、会計および業務執行状況について、毎会計年度1回以上期日を定めて監査するものとし、必要があると認めるときは随時、監査することができる。

第3節 帳票

第 100 条〔書類および帳票〕

専務理事は、規定に基づく書類および帳票を事務局に備え、記録整理しなければならない。

- 2 定款に基づく書類および帳票は、正当な請求に応じるとともに、いつでも閲覧できるものとする。

第4節 金銭会計

第 101 条〔現金および有価証券の保管〕

財務委員長および事務局長は、すべて現金および有価証券を専務理事の指定する銀行等に預金するなど、安全確実な方法で保管しなければならない。

第 102 条〔小口払い現金および決済金額〕

常用の経費で、小口の現金支払を必要とするものについては、前条の規定にかかわらず、専務理事の定める額を限度として次号に定める金額を上限として、手元保管および決済することができる。

- (1) 手元保管は、原則、上限を「100,000 円」とする。なお、上限を超える手元資金が必要な場合、その都度、専務理事の承認を得るものとする。
- (2) 財務委員長および事務局長の小口決済金額一件の上限は、30,000 円とする。

第 103 条〔収入の請求〕

専務理事は、収入の理由が発生したときは、直ちに請求書を作成して、納入義務者に請求しなければならない。

第 104 条〔支出の支払方法〕

支払いは、原則、口座振替によりおこなうものとする。ただし、特に必要があると専務理事が認めるときは、直接、現金にて支払うことができる。

第 105 条〔概算払いおよび前払い金〕

専務理事は、必要に応じて経費の概算払いまたは前金払いをすることができる。ただし、経費の執行後は速やかに清算することとする。

第 106 条〔資金前渡し〕

専務理事は、必要があると認めるときは、評議員、役員、または委員長、部会長に対して資金を前渡しすることができる。

第 107 条〔概算払いおよび前払い金の精算〕

専務理事は、概算払および前払い金をした場合において当該経費に係わる債務が確定したときまたは当該債務の履行期が到来したとき、資金前渡しをした場合において当該前渡し資金の支払いが完了したときまたは前渡し資金を保管する必要がなくなったときは、直ちに精算し会計整理しなければならない。ただし、前渡し資金については、当該経費の精算は資金前渡しを受けた評議員、役員、または、各委員長、部会長がおこなうものとする。

第5節 備品管理

第 108 条〔趣旨〕

本規定は、本協会の備品管理に関し、必要な事項について定める。

第 109 条〔定義〕

備品とは、その性質または形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用に耐える物で、その取得(評価)価格が1点あたり3万円以上(消費税を含む)のものとする。

第 110 条〔管理〕

備品は、原則、一品ごとに備品管理票および備品管理台帳に記録し管理するものとする。

#### 第 111 条〔標識〕

備品には、標識を付し、備品であることを表示しなければならない。ただし、性質、形状により標識を付すことが困難なものについては、適宜な方法によりこれを変えることができる。

#### 第 112 条〔貸与・返却〕

備品については、専務理事が認めた役員、事務局員、委員会、部会に備品を貸与することができる。貸与された備品が不要となった場合、もしくは専務理事が不要と判断した場合には、すみやかに貸与された備品を事務局へ返却するものとする。また、リース物件についても同様に扱う。

#### 第 113 条〔処分〕

備品のうち、現に使用できない物および補修することが得失の観点から不要の決定をしたものを売却または棄却することができる。ただし、売却することが不利、不相当と認められるもののほかはこれを棄却することはできない。

#### 第 114 条〔修繕〕

備品に修繕を要する場合、見積りなど必要な措置を講ずるものとする。

### 第6章 表彰

#### 第1節 総則

#### 第 115 条〔趣 旨〕

本章の規定は、バスケットボール競技において優秀な成績を収めたものおよびバスケットボール競技界の振興に特に功労があったものに対しておこなう、北海道バスケットボール協会表彰に必要な事項と、他団体への推薦基準に関し定めることを目的とする。

#### 第2節 表彰

#### 第 116 条〔本協会表彰〕

本協会の表彰は、表彰状若しくは感謝状を贈呈し、またはこれに併せて記念品を贈呈することができる。

- 2 表彰の内容、実施等については、理事会において決議する。

#### 第3節 対象者の推薦

#### 第 117 条〔表彰基順〕

表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対しこれを贈呈することができる。

- (1) 全国大会または国際大会において優秀な成績を収めたチーム
- (2) 前号のチームの原動力となって貢献した者
- (3) 地域社会または職場においてバスケットボール競技の普及振興に貢献し、顕著な実績をあげた者

#### 第 118 条〔本協会表彰の推薦〕

本協会または地区バスケットボール協会、各種連盟および関係団体は、表彰を受けるに相応しいと認める者があるとき、本協会にその者の表彰について推薦理由書を添付し推薦する。

#### 第 119 条〔関連団体等の表彰推薦〕

表彰団体の表彰基順を精査し、本協会が表彰を受けるに相応しいと認めた者を、本協会理事会に推薦する。

#### 第 120 条〔表彰者および関連団体へ推薦の決定〕

表彰ならびに推薦者について、本協会理事会は、その適否について審議し、本協会会長に報告しなければならない。

- 2 会長は、前項の報告に基づき表彰者ならびに団体へ推薦する。

### 第7章 倫理

#### 第1節 総則

#### 第 121 条〔趣 旨〕

本章の規程は、本協会の組織運営および諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、本協会の社会的使命および役割を自覚し、本協会の目的および事業執行の公平さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

#### 第 122 条〔適用範囲〕

本章の規程における規律の対象となる個人は、以下に定める

- (1) 定款第 12 条に定める評議員
- (2) 定款第 26 条に定める理事および監事
- (3) 定款第 41 条に定める名誉役員

- (4) 定款第 42 条に定める委員
  - (5) 定款第 43 条に定める事務局長および本規定第 66 条第 3 項に定める職員
  - (6) 本規程第 46 条に定める特任理事
  - (7) 本協会に登録するチームおよび選手
  - (8) 本協会に登録する指導者、審判およびその他登録関係者
- 2 この規定における規律・裁定の対象となる団体は、以下に定める。
- (1) 本規程第 70 条に定める加盟団体
  - (2) 本規程第 72 条に定める 各種連盟
- 3 第 3 条に規定する遵守事項に違反した個人または団体が、当該違反行為時に本条第 1 項各号または前項各号に該当するときには、懲罰時に同号に該当しなくとも、懲罰の対象とすることができる。

#### 第 123 条〔遵守事項〕

前条に定める団体および個人は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本協会定款、諸規程、その他決定事項に反する行為、法令に反してはならない
- (2) 身体的、精神的暴力(暴言、脅迫、威圧等)、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、個人的な差別など人権尊重の精神に反する言動や、個人の名誉を傷つける言動をとること 暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為を行ってはならない
- (3) 選手の進路にかかわる所要の手続きを経ず、選手の勧誘、入部、移籍をおこなうこと。また、これに伴う選手の勧誘、入部、移籍に関連し選手にこれらの強要、ならびに当事者間(選手、保護者、指導者など)において金品等を授受する行為を行ってはならない
- (4) 禁止薬物の使用(ドーピング)等により、フェアプレーの精神に明らかに違反すること行為を行ってはならない
- (5) 著しく人格、名誉、プライバシーを損ねる言動、ならびにそれらを発信すること
- (6) 競技会等において、競技規則の基本となる精神を損なう行為、ならびに非常識な言動をとること
- (7) 社会の秩序に脅威を与える反社会的な勢力等と一切の関係をもってはならない
- (8) その他、バスケットボールに関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行を行ってはならない

#### 第 124 条〔懲罰の決定〕

個人および団体等の懲罰対象者に対する懲罰の決定は、JBA の規律・裁定規程に順じ、本会執行役員会において、法務委員会の答申に基づき決定する。

#### 第 125 条〔懲罰対象期間〕

懲罰対象事実があったときから 5 年が経過した場合には、特段の事由が存する場合を除き、当該懲罰対象事実につき本協会の規律・裁定による審理を開始することができない。

### 第8章 規律・裁定委員会

#### 第1節 総則

#### 第 126 条〔趣旨〕

本章の規定は、本規程第 122 条〔適用範囲〕、ならびに第 123 条〔遵守事項〕に定める、各号違反行為に対し、規律・裁定および和解あつせんの手続きに関する事項ならびに関連する必要な事項を定める。なお、関連する本規定は、JBA コンプライアンス委員会と協議のうえ執行するものとする。

#### 第 127 条〔組織および委員〕

規律・裁定委員会は、専務理事、法務委員長、副委員長、ならびに、執行役員会委員 1 名以上 3 名以内を選出、6 名以内の委員をもって構成する。

- 2 規律・裁定委員は、バスケットボールの関する経験と知識、または、学識経験を有する者で、公平な判断をすることができる者のうちから、執行役員会の議決を経て専務理事が任命する。

#### 第 128 条〔調査委員会の設置〕

規律・裁定に関し、規律・裁定委員会が必要と認めた場合、調査委員会を設置することができる。調査委員会の委員は、法務委員長が推薦し、専務理事が任命する。

#### 第 129 条〔委員の任期〕

規律・懲罰委員会の委員の任期は、本協会が定める定款第 30 条(役員の任期))に準ずるものとする。

- 2 調査委員会の任期は、事案ごとの結審をもって終了する。

#### 第 130 条〔違反行為に対する懲罰〕

本協会は、加盟・登録団体および選手等が定款、本規程またはこれに付随する諸規程に違反した場合は、本章に定める規定、ならびに

JBAの関係諸規程に則り、懲罰を科すことができる。

#### 第 131 条〔調査および報告-I〕

役員および競技関係者に前条に定める違反行為が発生した場合、またはそれらに関する投書、相談、調査等の要請があった場合、(原則、匿名での要請は、別に、専務理事が定める。)法務委員長は事故内容を把握し、調査が必要と認めた場合、規律・裁定委員会の招集を決定する。なお、これらに関する投書、相談、調査等の要請は、原則、特設する電子的通報窓口専用メールで受理する。

- 2 規律・裁定委員会が招集され、内容の確認・調査が必要と認めた場合、法務委員長は調査委員会の設置を執行役員会に付議する。調査委員会設置ならびにその委員は、当該事案との利害関係のない者 2 名以上 3 名以内とし、専務理事が任命する。
- 3 調査委員会は、発生事案の内容について慎重に調査し、執行役員会へ調査報告書を付議する。
- 4 調査委員会の報告を規律・裁定委員会が内容を審議し、調査報告書、ならびに科すべき懲罰内容の原案(本事案が刑事、民事事案となり、司法機関案件となる場合を除く。)を添付し、執行役員会に付議する。

#### 第 132 条〔調査および報告-II〕

本協会が定める、地区バスケットボール協会、各種連盟および関係団体の役員および競技関係者が本規定に違反する行為、またはそれらに関する投書、相談、調査等の要請があった場合、(原則、匿名での相談・調査等の要請を、受理しない。)当該団体は、内容を確認し、本協会に報告する。なお、これらに関する投書、相談、調査等の要請は、原則、電子的通報窓口など、間接的メールで受理する。

- 2 本協会は報告を受理し調査が必要と認めた場合、当該団体に対し事実関係の調査を要請する。
- 3 前項の調査要請を受けた当該団体は、前条3項に順じ調査委員会を設置し、内容の調査を実施し、本協会に報告書を提出する。
- 4 本協会は当該団体の報告を受け、必要に応じ法務委員長が委員を招集し内容を審議し、審査報告書、ならびに課すべき懲罰内容(本事案が刑事、民事事案となり、司法が関わる場合、専務理事が別に定める。)の原案を添付し執行役員会に付議する。
- 5 本協会が必要と認めた場合、当該団体との合同調査委員会を設置し、調査をおこなうことができる。

### 第 2 節 懲罰の種類

#### 第 133 条〔懲罰の種類〕

懲罰の決定に当たっては、違反行為の態様や結果を慎重に審査し、懲罰の種類は次の各号のとおりとする。

- (1) 加盟・登録団体
  - ① 戒告
  - ② 職務の一定期間の停止
  - ③ 職務の無期限停止または永久的に停止、または解任
  - ④ バスケットボールに関する活動を一定期間、無期限または永久的に停止または禁止
  - ⑤ 除名
- (2) 選手等
  - ① 戒告
  - ② 資格の一定期間の停止
  - ③ 資格の降格
  - ④ 資格の剥奪
  - ⑤ 出場資格の停止
  - ⑥ バスケットボールに関する活動を一定期間、無期限または永久的に停止または禁止
  - ⑦ 除名

### 第 3 節 懲罰の決定

#### 第 134 条〔違反行為の調査・審議および懲罰の決定〕

本規定等に対する違反行為のうち、役員および所属団体役員の協会運営等に関する懲罰の量定は、本協会執行役員会、および当該団体と本協会規律・裁定委員会が決議し、執行役員会において議決する。ただし、本協会が設置するこれらの委員会に順ずる組織または機能を有する所属団体(加盟チームを除く)における違反行為については、本協会と当該団体と協議のうえ、JBA コンプライアンス委員会、ならびに、必要に応じ、規律・裁定委員会と協議し、決定する。

#### 第 135 条〔通知義務〕

本協会が次の各号のいずれかに該当する懲罰を科す場合には、懲罰案をJBAに通知し、JBA理事会が決定した懲罰を適用する。

- (1) 1年以上の資格停止処分
- (2) 罰金
- (3) 没収
- (4) 1年以上の公的職務の停止・禁止・解任
- (5) 1年以上のバスケットボール関連活動の停止・禁止
- (6) 除名

第 136 条〔職務および権限〕

規律・裁定委員会は、規律・裁定に関する規定に基づき違反行為の事実関係の審査をおこない、違反行為が確認された場合、それらに関する意見書および懲罰の原案を作成し本協会理事会に報告する。

- 2 本規定に基づき、本協会理事会が必要と認めた場合、別に調査委員会設置し、発生事案についての調査をおこなう。

第 137 条〔審理の非公開〕

懲罰に関する審理および記録は非公開とする。ただし、審理に公正が害されるおそれがなく、且つ、相当の理由があると認められる場合は、関係者の傍聴を許すことができる。

第 138 条〔その他〕

この規程に定めるもののほか、別途必要な事項、ならびに緊急を要するものは、会長および専務理事が決する。

**第9章 改正**

第 139 条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の議決を得て、これを行う。

**第10章 附則**

第 140 条〔施行〕

本規程は、2016 年 4 月 13 日施行する。

2016 年 9 月 10 日 一部改訂

2018 年 4 月 1 日 一部改訂

2018 年 6 月 16 日 一部改訂(ただし、第 4 条〔評議員〕第1項、第 2 項ならびに第 23 条〔役員〕第 1 項(1)および第 78 条〔ブロック〕、第 79 条〔各種連盟〕および第 85 条〔加盟種別〕の改定規程は平成 30 年 6 月 16 日の定例評議員会開催の日に施行)

2018 年 11 月 14 日 一部改訂(ただし、本改定規程は、緊急案件として常務理事会承認後施行。ただし直後に開催の理事会において追認を受けるものとする。)

2018 年 12 月 5 日 一部改訂(上記改定を理事会において追認

2019 年 3 月 13 日 一部改訂(2018 年度第 4 回理事会において承認)

2020 年 3 月 18 日 一部改訂(2019 年度第 4 回理事会において承認)

2020 年 4 月 15 日 一部改訂(2019 年度第 10 回常務理事会承認。ただし、直後に開催される理事会において追認

2020 年 5 月 27 日 一部改訂(2019 年度第 5 回理事会承認「前項、2019 年度第 10 回常務理事会決議事項も併せ、追認」)

2021 年 3 月 17 日 一部改訂(2020 年度第 4 回理事会承認後施行)

2022 年 5 月 25 日 一部改訂(2022 年度第 11 回常務理事会決議後施行する。ただし、直後に開催される理事会において追認

2023 年 3 月 15 日 一部改訂(2022 年度 第 4 回理事会承認)

2023 年 6 月 24 日 一部改訂(2023 年度 第1回理事会承認)

2024 年 3 月 13 日 一部改訂(2023 年度 第4回理事会承認)

2024 年 6 月 29 日 一部改訂(2023 年度 第5回理事会承認・施行)

2026 年 3 月 25 日 一部改訂(2025 年度 第4回理事会承認・施行)

但し、理事 13 名以上 19 名以内)の規定は、評議員会に付議し、評議員会決議後に、施行する